

平成 2 7 年 第 3 回

教育委員会定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

中央区教育委員会

平成27年第3回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成27年3月31日（水） 午後3時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義
委 員 窪木登志子
委 員 竹田圭吾
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭
庶務課長 林 秀哉
副 参 事 斎藤公一
学務課長 伊藤孝志
指導室長 佐藤 太
副 参 事 吉野達雄
統括指導主事 宮崎宏明
図書文化財課長 俣野修一

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 原田千恵

開 議 午後3時00分松川委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 松川昭義
委 員 竹田圭吾

日程第1 議案第17号

改訂中央区教育振興基本計画の策定について

日程第2 議案第18号

中央区教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 議案第19号

中央区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 議案第20号

中央区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規

- 則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 議案第21号
中央区教育委員会の権限に属する社会教育及び社会体育に関する事務の補助執行等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第6 議案第22号
中央区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則の制定について
- 日程第7 議案第23号
中央区教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第8 議案第24号
中央区教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第9 議案第25号
中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第10 議案第26号
中央区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 議案第27号
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第12 議案第28号
中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第13 議案第29号
中央区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第14 議案第30号
中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則の制定について
- 日程第15 議案第31号
中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について
- 日程第16 議案第32号
中央区立幼稚園長の人事について
- 日程第17 報告事項
各課事業報告について

委員長 ただいまから平成27年第3回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は竹田委員にお願いをいたします。
それでは、本日の日程に入りますが、多くの議案がありますので、委員の先生方には事前にご検討をいただいております。
それでは、日程第1、議案第17号を議題といたします。議案第17号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から、提案の説明をお願いします。
次長 議案第17号「改訂中央区教育振興基本計画の策定」について、提案説明。
委員長 ただいまのご説明について、ご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第18号から日程第8、議案第24号までは関連がありますので、一括して議題といたします。

議案第18号から議案第24号まで、書記、朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から、それぞれ提案の説明をお願いいたします。
次長 議案第18号「中央区教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定」について
議案第19号「中央区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定」について
議案第20号「中央区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について
議案第21号「中央区教育委員会の権限に属する社会教育及び社会体育に関する事務の補助執行等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について
議案第22号「中央区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則の制定」について
議案第23号「中央区教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定」について
議案第24号「中央区教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定」に

ついて、それぞれ提案説明。

委員長 ただいま次長から説明がございましたが、ご質問等がございましたら、お伺いをいたします。

（「なし」の声あり）

委員長 それでは、ご質問等ないようですので、議案第１８号から議案第２４号までをそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第１８号から議案第２４号までは原案のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第２５号を議題といたします。議案第２５号を書記、朗読願います。

（書記朗読）

委員長 次長から、提案の説明をお願いします。

次 長 議案第２５号「中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

委員長 質問等ございますでしょうか。これは庶務課が変わるんですね。

質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第２６号を議題といたします。議案を書記、朗読願います。

（書記朗読）

委員長 次長から提案の説明をお願いいたします。

次 長 議案第２６号「中央区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明で、ご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

（「なし」の声あり）

委員長 ご質問等ないようですので、議案第２６号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第２７号、日程第１２、議案第２８号は関連がありますので、一括して議題といたします。議案第２７号、議案第２８号をそれぞれ書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から、それぞれ提案説明をお願いします。

次 長 議案第２７号「中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について

議案第２８号「中央区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、それぞれ提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、議案第２７号及び議案第２８号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第２７号及び議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第２９号を議題といたします。議案第２９号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長、提案説明をお願いします。

次 長 議案第２９号「中央区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 質問等ないので、議案第２９号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第３０号を議題といたします。議案第３０号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 次長から、提案の説明をお願いします。

次 長 議案第３０号「中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則の制定」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

委員長 質問等ないので、議案第３０号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 31 号を議題といたします。議案第 31 号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員 長 次長から、提案の説明をお願いします。

次 長 議案第 31 号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事」について、提案説明。

委員 長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

31 号は庶務課長ですね。

次 長 そのとおりでございます。

委員 長 ご質問等ないようですので、議案第 31 号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 32 号を議題といたします。議案第 32 号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員 長 次長から、提案の説明をお願いします。

次 長 議案第 32 号「中央区立幼稚園長の人事」について、提案説明。

委員 長 ご質問等ないようですので、議案第 32 号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17、報告事項のうち (1) について、次長より報告をお願いします。

次 長 「平成 27 年第一回区議会定例会 (2 月議会) 一般質問 (概要)」について、資料 1 により報告。

委員 長 ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員 長 それでは、引き続き (2) について、次長より報告をお願いいたします。

次 長 「中央区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理に関

する規程の制定」について、資料2により報告。

委員長 わかりました。それでは、引き続き（3）について、報告をお願いします。

指導室長 「平成27年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置一覧」について、資料3により報告。

委員長 私からお聞きしますが、再任用の校長先生が多いけれども、これは校長先生が足りないのですか。

指導室長 現在、東京都全体で、1年間再任用をするということがございます。足りる、足りないということではなく、資質能力がある方ということです。1年ごとに校長先生は選考がございます。ですから、また2年の継続があったとしても、1年やった後に選考されていくということで、今回はたまたまそういう年回りで人数が5名いる状態でございます。

以上です。

委員長 それでは、引き続き（4）について、報告をお願いいたします。

図書文化財課長 「読み聞かせボランティアによるお話会の実施」について、資料4により報告。

委員長 私は現場に行ったことないのでわかりませんが、お話会というのは、低学年にどんなお話をするのですか。お話というか、本を読むのですか。

図書文化財課長 基本的には、絵本等の読み聞かせということでございますが、子ども用の絵本、紙芝居、手遊び、このようなものを織り込みながら、30分程度実施するというものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、引き続き（5）について、それぞれ報告をお願いいたします。

庶務課長 「意見・要望」の1件目について、資料5により報告。

学務課長 「意見・要望」の4、6、10件目について、資料5により報告。

指導室長 「意見・要望」の3、7件目について、資料5により報告。

図書文化財課長 「意見・要望」の2、5、9件目について、資料5により報告。

副参事(教育制度・特命担当) 「意見・要望」の8件目について、資料5により報告。

委員長 ただいま、それぞれ報告ございましたが、ご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

窪木委員 議会の委員会ですれほどおっしゃっていただけるかお任せしますが、いじめの問題で、月島第一小学校であったいじめというのは解消したということですが、どないいじめがあったのでしょうか。あと、いじめに至らないようなトラブルもあったということなのですが、これは解消に至ったのか、それとも次年度も何らかのサポート体制を予定されているのか、その2点、お願いします。

指導室長 まず、どのようないじめかという、これは個人情報の関係もあるのでございますけれども、冷やかしの、からかい、悪口を言われることが続き、周りの仲間から無視されるような状態があったという報告を受けております。その中で、指導主事が状況を確認しに行き、サポート体制をとらせていただくということでございます。

また、ほかのトラブルにつきましては、授業中落ちつかなくて教室を飛び出してしまう、あるいは何か物に当たってしまう、物を投げてしまって、学校の物が破損してしまうというトラブルや友達同士のトラブルが実際に3学期にございました。本件につきましては、教育センターのOBを派遣するとともに、学習指導補助員を9名配置して対応しております。これはほかの学校よりもかなり多く配置しております。来年度のスタートにおいては、トラブルが続いているかどうかを確認しながら、状況をしっかり見極めて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 私からもよろしいですか。一つ目、いじめなのですが、指導主事が行くということですが、今度は学校でいじめ対策防止の会議ができますよね。そういったいじめの問題、この間も校・園長の代表者と教育委員長との話し合いのときに、いじめというのがひとり歩きしてしまって、大事のようになって困るという話が出たのですけれども、そういった各学校のいじめ防止の会議との兼ね合いやかかわりは今後どのようになるのでしょうか。例えばそういうご指摘があって、いじめが多い時に学校が対策委員会のような会議で問題を対処しているのか、あるいはそういうことではなくて、指導主事が行って何か対応しているのかとか、そこが問題となる気がします。

指導室長 まず、月島第一小学校のことにしましては、実は、いじめがあったことをこの手紙で初めて把握したわけではありません。指導主事が学校訪問を毎月のようにしている中で、いわゆる初任者の指導等があって、このような状況をつかんでおりましたので、集中的に問題の解決を行ったということでございます。

それから、日常的というか、日々の中で起こるいじめの学校の対応につきましては、学校問題対策委員会というものを設置しております。その中で、きめ細かく状況を把握して、起きたらすぐ対応し、その報告も指導室にいただき、指導室と学校との連携の中で、問題を解決するために取り組んでまいります。

委員長 いじめですが、ある時点でぼんと出てきたら対策をやるというのはわかるけれども、こういう質問を見ると、日常的にずっと起きているという印象を受けるので、そうなりますと、招集して会議というのとちょっと違うような

気がします。

指導室長 学校の中でいじめが起きてから対策委員会を設置するわけではなく、常設の組織として、学校の中に委員会がございます。毎週のように会議を開いて、あってもなくても状態は把握し、あったときはもちろん即応的に開催し、なくても状況は確認するという形で取り組んでおります。

委員長 わかりました。もう一つよろしいですか。愛媛の質問はどういうことなのでしょうか。

副参事(教育制度・特命担当) 都会の校庭事情をご存じなのかどうか、文面だけではわかりませんが、全面芝生化できて、そこで子供たちがサッカーをできることにこしたことはないとは思いますが、しかし、現実的には、体育の授業などで使ってまいりますので、どうしても養生が必要ということで、いろいろ検討はしておりますが、校庭の周りとか、できるところは芝生化をやるということで対応しております。愛媛県今治市の方から質問が来た理由はわかりません。

庶務課長 これは区のホームページを経由しメールでいただいたご質問でございます。そういった意味では、全国的に送られてくる環境でございます。ご趣旨としては、東京都のＪリーグのなでしこリーグのコーチングスタッフを学校に派遣してもらいたいという要望も天然芝の中には意図としてございまして、ご自身の活動されていらっしゃる部分の要望といえますか、東京においてもそういったことを広めてもらいたいという趣旨があるものと推測できるところでございます。

以上です。

委員長 ほかにご質問等がなければ、本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたら、お伺いをいたします。

竹田委員 質問ではなくて、意見というか、提案というかですけれども、スクールソーシャルワーカーについてなんですが、２月に川崎で中学１年生のお子さんが亡くなられた事件がありまして、あれは一連の経緯、それから事後の検証等々を見ていて、１つ参考にするべき点かなと思ったのは、交友関係というか、本人がトラブルに陥る背景となったものの外的要因が１００％学校の外にある。要するに、いじめの問題、非常に丁寧に本区でも対応していると思うのですが、全体としてその子が通っている学校、せいぜい近隣の、あるいは同区内の公立の学校の中で交友関係があって、そこに原因があるという前提になってくると思うのですが、川崎のケースは全く高校生ないし高校中退したような年上の友人との関係の中でトラブルに至っています。内的な要因は、ご家庭がなかなか大変な環境にあるということで、そうすると、今までのスクールカウンセラーは、本区でもどこでも非常に細やかに配置はされていると思うのですが、２点、友人関係等が学校の外にあって、そこからトラブル

が起きているときにどうやって対処するのかということ、それから、川崎の場合も先生は30回以上家庭訪問されたということで、決して自治体として不十分だったとは僕は思わないのですが、仕組みの中で限界があるのかなと思います。

その中で1つ改善できるかもしれないということで、報道等でもスクールソーシャルワーカー、カウンセラーではなくて、カウンセラー等々よりも有機的に学校、家庭だけではなくて、児童相談所、警察、それから地域と連携する。ポイントはさっき委員長の話がありましたけれども、何かが起きて、それを教育委員会の中に設けられた対策委員会で対処するというのではなくて、非常に融通がある程度きくような対処ができる仕組みだと思いました。今これを活用していないということは別に問題ではなくて、公立中学に通っている子どもがああいう環境に生きるというのはどこの自治体でも可能性としては十分あると思います。報道によると、スクールソーシャルワーカーというポストの認知が現場でまだ十分にされていない、それゆえに活用はされていない。また、学校はどうしても外部の人をなかなか受け入れるのが難しく、積極的に来ていないケースがあるので、それで活用されていない面もあるのではないかという報道も目にしたので、一応いろいろなケースに対応するものの1つの形というか、方法としてスクールソーシャルワーカーというものの活用を頭の片隅に今まで以上に意識したほうがいいのかなと思ったので、一言申し上げました。

指導室長

委員のおっしゃるとおりで、スクールソーシャルワーカーは、家庭に入り込めるのが一番大きなポイントです。社会福祉資源の活用がうまくでき、児相とか警察とか保護者とか、そこと非常に直結していくということで、学校外の友人関係などを視野に入れながら、本区のスクールソーシャルワーカー1名も、毎週中学校を巡回しております。深夜徘徊の問題などが出てきますので、きめ細かく対応しているところです。

しかしながら、中学生だけではなくて、そのほかの活用の仕方とか、幅広く考えていかなければと思っておりますので、これからも検討させていただきたいと思います。

竹田委員

ありがとうございます。お願いします。

委員長

ありがとうございました。

窪木委員

今の話に関連して、長期に学校に来ない子供たちを緊急で調べたかと思いますが、区内では大丈夫でしたか。

指導室長

緊急に文科省から調査がありまして、7日間連続で来校しない場合と交友関係について1週間以内に調査をいたしました。本区の小学校、中学校を全て調べたところ、家出状態や長期にわたる居場所不明、交友関係が厳しいと

答えたと家庭は1軒もなかったという報告を学校から受けております。

以上です。

委員長 それでは、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後4時00分 松川委員長閉会宣言
署名委員